南会津町復興推進計画

平成31年1月16日福島県南会津町

1. 計画の区域 南会津町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により風評被害が発生し、本町の基幹産業である観光業や農業に深刻な影響が生じているところである。これらに対し様々な風評被害対策を講じてきたところであるが、未だ本町を訪れる観光客は、震災前と平成29年とを比較して69.9%に留まるなど、地域経済に影響を及ぼしているところである。

また、製造業においては、震災前の平成22年12月末と震災後の平成26年12月末を比較して、製造品出荷額が10.1%減、従業者数も12.3%減とそれぞれ減少している状況にあり、復調傾向にはあるものの、未だ震災前の水準には到達しておらず、雇用の不安定化が懸念される。

こうした中、本町の中核的産業を担い得る企業の工場新設に向けた支援を行うことにより、本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

- 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容 地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、本町の中核的な産業を担い得 る鉄鋼業について、立地企業の工場新設に向けた設備投資等を支援する。
- 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容「復興特区支援貸付事業」
 - ① 事業の内容

本町に新規立地する株式会社会津工場(以下「対象事業者」という。)が、生産増強を図ることを目的として、片貝地区(片貝字二本柳)において、工場新設及び機械設備の新設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものである ことの説明

本町における鉄鋼業は、対象事業者が工場を新設することにより、町内の製

造業に占める従業員数は第6位となることが見込まれる。また、本事業は、本町の鉄鋼業における従業員数の93.4%を占めることが見込まれる対象事業者が実施するものであり、新規雇用においても10人の雇用創出効果が見込まれる。

したがって、鉄鋼業の中核となる対象事業者が行う製造工場の新設による雇用効果及び経済効果は大きく、目標に掲げた「地域経済の活性化と雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業 施行規則第2条第6号
- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名株式会社東邦銀行、株式会社千葉銀行、株式会社商工組合中央金庫、会津信用金庫
- ⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金 (3億円以上) を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、自動車関連産業において、高精度で大量生産が可能な「Hプロセス工法」という独自の鋳物工法を確立し、技術力の高い自動車用鋳造部品の製造を行っている企業である。高品質及び高規格を実現した高い技術力で国内大手メーカーへ部品の供給を行っており、対象事業者の生産能力が増強されることで、今後更なる受注機会の増加の可能性が高まっている。当該計画の実施により本町へ工場の新設を行うことは、雇用機会の拡大、地域経済の活性化に繋がるものである。以上のことから、これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。 また、南会津町、福島県、南会津町商工会、株式会社東邦銀行、株式会社千葉 銀行、株式会社商工組合中央金庫、会津信用金庫、対象事業者を構成員とする南 会津町復興推進協議会(地域協議会)において、法第4条第6項に基づく協議を 行った。